

令和3・4年度適用 入札参加資格審査について

北秋田市の建設工事発注にあたり、「北秋田市建設工事入札制度実施要綱」に基づき、入札参加資格審査及び等級格付を行っていますが、定期年となる令和3・4年度適用の入札参加資格審査及び等級格付の基準について、次のとおりとします。

1) 入札参加資格

① 市内建設業者（市内に主たる営業所を有する者または市内に従たる営業所を有し、北秋田市市税条例第23条の規定による市民税の納税義務者等で、専任の有資格者を配置していることをいう。ただし、一般土木工事、建築一式工事及び解体工事については、市内に主たる営業所を有する者とする。）

- ・申請工種にかかる建設業許可を受けていること。
- ・経営事項の審査を受けていること。
- ・総合評定値（P）の通知を受けていること。
- ・市税（個人または法人及び法人の代表者）、県税及び国税に滞納がないこと。
- ・専任の有資格者を配置していること。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められないもの。

② 市外建設業者

- ・申請工種にかかる建設業許可を受けていること。
- ・経営事項の審査を受けていること。
- ・総合評定値（P）の通知を受けていること。
- ・県税及び国税に滞納がないこと。
- ・暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められないもの。

2) 入札参加資格審査

① 入札参加資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、中間年に新規及び工種の追加等の申請のみを追加で審査するものとします。

② 市内及び市外建設業者について、次に掲げる18工種について審査を行います。

- | | |
|-----------------|------------|
| 1. 一般土木工事 | 11. 電気通信工事 |
| 2. 法面工事 | 12. 造園工事 |
| 3. 建築一式工事 | 13. さく井工事 |
| 4. 電気工事 | 14. 水道施設工事 |
| 5. 給排水暖冷房衛生設備工事 | 15. 解体工事 |
| 6. 鋼構造物工事 | 16. 防水工事 |
| 7. ほ装工事 | 17. 板金工事 |
| 8. 一般塗装工事 | 18. 屋根工事 |
| 9. 路面標示工事 | |
| 10. 機械器具設置工事 | |

3) 格付工種及び等級区分

- ① 市内建設業者については、資格審査結果後、一般土木工事、建築一式工事、ほ装工事及び解体工事について等級格付審査を行います。その他の工種については、1つの等級とします。
- ② 市外建設業者については、全ての工種について1つの等級とするものとします。

15工種について、等級格付を行います。

	工 種		等 級 区 分		
	番号	名称	A	B	C
格 付 対 象 工 種	1	一般土木工事	A	B	C
	2	法面工事	A		
	3	建築一式工事	A	B	C
	4	電気工事	A		
	5	給排水暖冷房衛生設備工事	A		
	6	鋼構造物工事	A		
	7	ほ装工事	A	B	
	8	一般塗装工事	A		
	9	路面標示工事	A		
	10	機械器具設置工事	A		
	11	電気通信工事	A		
	12	造園工事	A		
	13	さく井工事	A		
	14	水道施設工事	A		
	15	解体工事	A	B	
そ の 他 工 種	16	防水工事			
	17	板金工事			
	18	屋根工事			

4) 等級格付審査の基準

① 有資格技術者の保有状況

次の工種については、各等級別に次に掲げる有資格技術者を保有していること。

工 種	等 級	有資格技術者数 () 内1級
一般土木工事	A	8名(3名) 以上
	B	4名(1名) 以上
	C	2名 以上
建築一式工事	A	8名(3名) 以上
	B	4名(1名) 以上
	C	2名 以上
ほ装工事	A	5名(1名、舗装1名) 以上
	B	1名(舗装1名) 以上

② 施工実績

次の工種については、各等級別に次に掲げる年平均完成工事高を格付要件とする。

工 種	等 級	年平均完成工事高
一般土木工事	A	140,000千円 以上
	B	40,000千円 以上
	C	5,000千円 以上
建築一式工事	A	140,000千円 以上
	B	40,000千円 以上
	C	5,000千円 以上
ほ装工事	A	20,000千円 以上
	B	5,000千円 以上
上記以外の工種		1,000千円 以上

一般土木工事、建築一式工事及びほ装工事の「年平均完成工事高」が5,000千円に満たない場合、若しくはその他の工種についての「年平均完成工事高」が1,000千円に満たない場合は格付けしません。

③ 格付基準点

次の工種については、各等級別に次に掲げる基準点以上であること。

工 種	等 級	基 準 点
一般土木工事	A	810点 以上
	B	680点 以上
	C	520点 以上
建築一式工事	A	840点 以上
	B	690点 以上
	C	530点 以上
ほ装工事	A	640点 以上
	B	

※ 次期（令和5・6年度適用）の等級格付基準においては、格付基準点を審査申請取りまとめ後（令和5年3月）に定めることとする見直しを行う予定です。

④ その他（技術職員数）

一般土木工事、建築一式工事及び舗装工事において、経営事項審査のZ評点における1級又は2級技術者の人数に応じて、客観点に加点します。

1級技術者 1名につき +2点

2級技術者 1名につき +1点

⑤ 解体工事の格付について

一般土木工事または建築一式工事の等級格付審査の基準（資格技術者の保有状況、施工実績及

び格付基準点) を満たし、かつ次に掲げる基準を満たしていること。

工 種	等 級	基 準	
		有資格技術者数	年平均完成工事高
解体工事	A	一般土木工事または建築一式工事のA～B等級の格付審査基準を満たし、かつ解体工事施工技士4名以上	15,000千円 以上
	B	一般土木工事または建築一式工事のA～C等級の格付審査基準を満たし、かつ解体工事施工技士2名以上	1,000千円 以上

解体工事の年間平均完成工事高は、解体工事（建設業法）の完成工事高に、土木一式工事、とび・土工又は建築一式工事に整理される工作物を解体した工事に係る完成工事高を加えて算出される金額

5) 地域区分の取り扱いについて

発注に際して原則的に「市内に主たる営業所を有している業者」を優先的に取り扱うこととしています。したがって、業務等の難易度や規模から判断して「市内に主たる営業所を有している業者」でも十分対応可能であると判断され、入札等の競争性が確保できる場合には、「市内に主たる営業所を有している業者」のみを対象として入札等を執行する場合があります。

6) 市税等の確認に際しての特記事項

市内建設業者について、個人または法人及び法人の代表者の過去3カ年分の市税の納付状況（納期到来未納額の有無）を確認いたします。加えて所得税を源泉徴収している事業所については個人住民税の特別徴収義務者として、地方税法かつ北秋田市市税条例を遵守していることを必須事項とします。